



島根県報

平成28年10月4日（火）

号外 第 161 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

都市計画公聴会の開催

（都 市 計 画 課） 2

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成28年10月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催日時

平成28年10月25日 午後2時から

2 開催場所

松江市殿町8-3

島根県市町村振興センター 6階 大会議室

3 都市計画の案の概要

(1) 松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

松江圏を構成する二市が互いの長所や強みを活かし、相乗効果を高めることで商業、工業、観光、農業等の均衡のとれた都市として一体的な発展を図り、「活力あるしまね」、「安心して暮らせるしまね」及び「心豊かなしまね」の実現を目指す。

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(7) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。

(4) 区域区分を定める際の方針

おおむねの人口

区 分	平成22年	平成37年
都市計画区域内人口	197千人	おおむね194千人
市街化区域内人口	151千人	おおむね148千人

産業の規模

区 分		平成22年	平成37年
生産規模	工業出荷額	2,758億円	3,130億円
	商品販売額	(平成19年) 6,335億円	6,590億円
産業構造	第一次産業	4千人	2千人
	第二次産業	18千人	12千人
	第三次産業	70千人	70千人
	計	92千人	84千人

市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

年 次	市街化区域面積
平成37年	おおむね3,939ヘクタール

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(7) 土地利用の方針

- a 主要用途の配置方針
将来における土地利用を総合的に勘案し、都市環境や自然環境に配慮しつつ、住宅地、商業業務地、工業地及び流通業務地を配置する。
 - b 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
市街地における主要な用途ごとの建築物の密度の構成について、地域の特性を考慮して定めるものとする。
 - c 市街地の土地利用の方針
市街地の土地利用の方針として、土地の高度利用、居住環境の改善若しくは維持、都市内の緑地又は都市の風致の維持及び歴史的風致を形成する建造物の維持に関する方針を定める。
 - d その他の土地利用の方針
その他の土地利用の方針として、優良な農地との健全な調和、災害防止上の観点から必要な市街化の抑制、自然環境形成の観点から必要な保全及び秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針を定める。
- (f) 都市施設の整備の方針
- a 交通施設
 - (a) 基本方針
市ごとに構成した道路網計画に基づき、道路整備を推進するとともに、総合的な交通ネットワーク化を図り、公共輸送機関の利便性の向上に努める。
また、交通需要マネジメント施策による交通円滑化や、子供や高齢者でも安全・快適に利用できる自転車・歩行者空間の確保及びバリアフリー化に努める。
 - (b) 整備水準の目標
高速交通拠点へのアクセス向上や主要渋滞ポイントの解消、安心・快適な歩行空間の創造を目的とした「しまねの新たな道づくりビジョン」の実現を目指し、交通施設整備の進展を図る。
 - b 下水道及び河川
 - (a) 基本方針
下水道については、地域の特性に応じた効率的かつ適正なものとなるよう整備・管理するとともに、浸水被害のおそれのある市街地等については、中小河川整備と連携した雨水対策も積極的に行うものとする。
河川については、大橋川改修や中海・宍道湖の湖岸堤改修、松江市街地の内水対策等により洪水に対する都市機能の保全を図るとともに、流域が本来有している農地や山林等の保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を講ずるものとする。
 - (b) 整備水準の目標
下水道については、「島根県生活排水処理ビジョン第4次構想」に基づき、宍道湖・中海等の公共用水域の水質保全を図るとともに、汚水処理施設の整備及び維持管理により生活環境の向上を図る。
河川については、一級河川斐伊川は年超過確立150分の1に対する治水安全度を確保することを長期目標とし、河川整備計画で定められたおおむね20年間の整備目標及び整備内容に基づき整備する。また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。
 - c その他の都市施設
供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、設備の近代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用及び維持管理に努めるほか、必要に応じて施設の計画的な整備を図る。
- (g) 市街地開発事業の方針
- a 既成市街地
中心市街地の活性化を図るため、市街地再開発事業等により面的あるいは立体的に都市の更新を図る。また、農地等については土地区画整理事業等により計画的な市街地形成を進めていく。
 - b 新市街地

良好な住宅地として土地区画整理事業や地区計画により秩序ある市街地の形成を図るとともに、道路、公園、下水道等の根幹的な都市施設を整備する。

(イ) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

本区域の自然、文化及び伝統を後世に伝えつつ、健全な都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上及び美しい緑あふれる街並みの保全という四つの観点から公園緑地等の系統的配置を定める。

b 主要な緑地の配置の方針

現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に配慮し、併せて文化性及び歴史性を織り込んだ落ち着いたまちづくりを進めるため、緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。

(2) 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の区分）

市街化区域及び市街化調整区域の区分を次のとおり変更し、その区域を参考図書に図示する。

市街化区域に編入する区域

市 町	位 置	地 区 名	面積（ヘクタール）
松江市	黒田町	黒田	4.9
安来市	安来町	加茂	0.2

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）、松江市都市政策課又は安来市都市政策課のいずれかに、平成28年10月18日（消印有効）までに提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課、松江市都市政策課、玉湯支所地域振興課及び東出雲支所地域振興課並びに安来市都市政策課に備えて、平成28年10月4日から同月24日まで縦覧に供する。

5 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話（0852）22－5699

別記様式

意見申出書

平成28年10月25日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 (印)

1 意見の公述を希望する都市計画区域名

松江圏都市計画区域

2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類

()

※意見の公述を希望する都市計画原案の種類「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」又は「区域区分」の別を記載すること。

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。